

# 理事長が特に認める災害について

- 1 消防広域応援交付金交付要綱第2条第3号に規定する「理事長が特に認めるもの」は次の災害とする。

## 東名高速道路上での事故等への次の出動

### 《通常出動》

東名高速道路消防相互応援協定書第2条に規定する出動区分における出動（出動区域は、高速への入り口を有するインターチェンジから次のインターチェンジの間での出動）

### 《特別応援出動》

東名高速道路消防相互応援協定書第2条に規定する出動区分における出動がなされていても、出動市（消防力）のみでは対処が困難な事故の発生により、同協定書第3条の規定により特別な応援の要請を受けた出動（ただし、通常出動がなされていない場合は対象としない。）

- 2 助成の対象とする経費及び交付金の額

- (1) 交付金の総額

1件の出動に対し、通常出動及び特別出動を併せて300万円を限度とする。

- (2) 通常出動に伴う協会が対象とする経費

当該事故の発生に伴う火災の消火活動にて使用した「消火薬剤」の経費を対象とする。

ただし、使用した消火薬剤の総額が10万円（他の団体等から助成金・補助金・現物支給などを除いた金額）に満たない場合は、対象としない。

(3) 特別出動に伴う協会が対象とする経費

当該事故の発生に伴う火災の消火活動に係る直接的経費（当該事故に出動した隊員の特殊勤務手当、現場までの移動車両の燃料費、その他これらに類する直接的経費）

仮に、通常出動に係る経費が10万円未満（他の団体等から助成金・補助金・現物支給などを除いた金額）であったとしても、通常出動とともに行った特別応援出動に係る経費の下限は設けない。

3 申請の手続き

(1) 通常出動に係る手続きはつぎのとおり

① 申請（要綱第4条）

細則第3条に定める様式第3号にて協会への実績報告書を提出することで交付金の交付申請とする。（この場合の細則第2条及び第6条第2項に規定する交付金完了通知書の通知については、適用しない。）

また、様式第3号を次のとおりとし、報告（申請）するものとする。

様式第3号

第 号  
年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会

理事長 殿

役 職  
氏 名

印

消防広域応援報告書 (申請)

次のとおり消防活動を実施したので報告（申請）します。

災 害 名			
災 害 発 生 場 所			
災 害 発 生 日 時			
出 動 の 概 要	出 動 期 間	出 動 年 月 日 時	
		帰 隊 年 月 日 時	
	出 動 消 防 機 関		
	出 動 人 員		
	出 動 車 両 (数 量)		
	活 動 内 容		
	出 動 に 要 し た 経 費		薬 剤 の 単 価 ( _____ リットル) _____ 円 消 費 量 _____ リットル 申 請 額 _____ 円

担当部局

作成者 職・氏名

連絡先 TEL

② 交付金の交付

協会は、①の申請があつた場合、要綱第4条、細則第5条及び第6条第1項の規定に準じて交付金の決定を行い交付する。

(2) **特別出動**に係る手続きはつぎのとおり

- ① 受援市は、前述の(1)に基づき協会に自己の活動に係る報告(申請)を行うとともに、要綱第3条、細則第2条に基づく消防応援に係る申請を申請を行う。
- ② 応援市は、細則第3条に規定する報告書を協会に提出する。
- ③ 上記の①及び②において協会が交付するものと認めたときは、要綱第4条、細則第5条及び第6条に準じ交付金を交付する。

4 適用日

平成26年6月1日から適用する。

改正

この取り扱いは、平成30年4月1日から適用する。